平成２１年（フ）第１１２１１号
東京都大田区京浜島２丁目４番３号
破産者　株式会社マグネットシステムズ
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２２６号
東京都立川市西砂町６丁目60番地の25
破産者　有限会社ダイヤモンド機工
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２２７号
東京都立川市西砂町６丁目９－５－405
破産者　柳　　文夫
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２２８号
東京都立川市西砂町６丁目９－５－405
破産者　柳　　直美
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２５１号
東京都渋谷区恵比寿１丁目30番14―504号
破産者　有限会社ＡＳＪ
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２６４号
東京都港区六本木６丁目６番９号
破産者　株式会社ベルテックスインターナショナル
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３２７号
東京都港区西麻布１―10―14　アビターレ地下１階、商業登記簿上の本店所在地東京都港区赤坂６丁目４番19号
破産者　株式会社ワイズアップ
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３２８号
埼玉県春日部市八丁目753－９
破産者　白石　　俊
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３３４号
東京都中央区八丁堀２丁目28番９号
破産者　株式会社ＧＡＲＴＥＮ
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３３５号
東京都品川区東大井３丁目３―11
破産者　園　　文博
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３３６号
千葉県船橋市日の出２丁目10番13号
破産者　株式会社ワークス
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３７９号
東京都板橋区前野町６丁目21番10号
破産者　ドリーバ有限会社
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８１６号
神奈川県川崎市宮前区有馬１丁目１―25―212
破産者　薬師神　豊
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９２３号
茨城県北茨城市関本町福田68
破産者　鈴木　淳之
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３２０４号
東京都荒川区南千住４丁目９－３－2602
破産者　渡邊　淑子
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３２０７号
大阪府大阪市淀川区木川東２丁目11―16―105
破産者　石田　佳央
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３２０８号
福岡県北九州市八幡西区大字則松219
破産者　真鍋　　浩
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３０１号
神奈川県横浜市神奈川区松見町４丁目961―４―404
破産者　畠中　輝男
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３０５号
東京都葛飾区青戸６丁目23－１
破産者　吉嵜　仁朗
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３３０号
茨城県石岡市国府２丁目１－４　第14ＳＹビル215
破産者　高久　京子
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３５４号
東京都東大和市新堀３丁目19―３―303
破産者　朝香　　弘
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４１０号
茨城県守谷市百合ケ丘３丁目2803―40
破産者　大久保勝彦
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部